

多子世帯支援について大切なお知らせ

～ 住民税情報で確認できない「扶養する子」の確認について ～

修学支援新制度における多子世帯に該当するかの判定は「扶養する子」の数を原則として住民税情報(※1)により確認がされています。2025年度から所定の手続きをとることで、住民税情報に反映されない一定の期間(追加判定期間)内に生まれた子等を「扶養する子」に含めて判定するとされたところですが、さらに対象範囲が拡大されましたので、お知らせいたします。

【「扶養する子」の追加範囲】(2025年3月25日通達)

追加判定期間中に「新たに生まれた子等」(※2)となった方が加算対象となります。

※2 生計維持者の、実子(出生による)、里子(里親委託による)、特別養子(特別養子縁組による)

【「扶養する子」の追加範囲(拡大)】(2025年9月9日通達)

生計維持者に死別・離婚・暴力等からの避難等の扶養の異動に伴う事実があり、生計維持者の「扶養する子」の数が3人以上であることが公的証明書類等により確認できる方。

該当すると考えられる方は学生支援チーム奨学金担当までご相談ください。(手続きの期日がありますので早急にご相談ください。)

予約採用者・一次採用者・2024年度までに既に給付奨学生であった方で(下記ア～エ)、この度の判定で多子世帯と判定されなかった方についても手続きをすることで多子世帯と再判定される可能性がある場合は学生支援チームまでご相談ください。

【追加判定期間】

	適用される支援期間の始期	対象となる事由発生期間(追加判定期間)
ア) 2024年度以前採用者(既採用者)に係る 2025年4月以降の支援区分見直し	2025年4月	2024年1月1日～ 2025年3月31日
イ) 2025年度給付奨学生採用候補者の進学届 提出による採用	2025年4月	2024年1月1日～ 2025年3月31日
ウ) 2025年度一次採用(春期採用)	2025年4月	2024年1月1日～ 2025年3月31日
エ) 2025年度適格認定(家計)による支援区分 見直し	2025年10月	2025年1月1日～ 2025年8月31日
オ) 2025年度二次採用(秋期採用)	2025年10月	2025年1月1日～ 2025年8月31日

※1 住民税情報とは(原則)

上記ア～ウの判定には2024年度住民税情報によって判定されます。(2023年12月31日時点の扶養状況)

エ・オの判定には2025年度住民税情報によって判定されます。(2024年12月31日時点の扶養状況)

【お問い合わせ先】

学生支援チーム奨学金担当(豊田)

電話: 075-702-5101

Email: gakusei@kyoto-seika.ac.jp